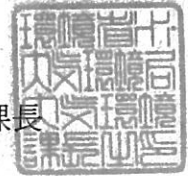




環水大大発第 1501261 号  
平成 27 年 1 月 26 日

各 { 都 道 府 県 } 大気環境担当部 (局) 長 殿  
{ 大気汚染防止法政令市 }



環境省水・大気環境局大気環境課長

煙突内部に使用される石綿含有断熱材からの石綿飛散防止等について (依頼)

大気環境行政の推進につきまして平素より御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

煙突内部に使用される石綿含有断熱材からの石綿飛散防止等については、平成 24 年 9 月 13 日付け環水大大発第 120913003 号環境省水・大気環境局大気環境課長通知により煙突内部の断熱材の劣化状況の確認及び厚生労働省通達の留意事項について関係事業者等への周知を依頼したところですが、これらについては、石綿障害予防規則 (以下「石綿則」という。) が改正され、平成 26 年 6 月 1 日から、労働者を就業させる建築物等において、断熱材、保温材、耐火被覆材が損傷、劣化し、労働者が石綿等の粉じんをばく露するおそれがある場合、吹付け石綿と同様に、事業者等は当該建材の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じることが必要になっています。

また、今般、国土交通省から、平成 20 年度から平成 25 年度までに実施された建築基準整備促進事業における「アスベスト対策に資する検討」の結果を踏まえ、「アスベスト対策に関する建築基準整備促進事業の調査結果及び今後のアスベスト対策に向けた環境整備等について (周知)」 (平成 27 年 1 月 26 日付け国住指第 3761 号) が別添のとおり通知され、都道府県建築部局等において「煙突石綿断熱材の適切な取扱いについて (建物所有者等の皆様へ)」 (別紙) を建物所有者等に対し周知することとされました。

貴職におかれましては、引き続き、大気汚染防止法におけるばい煙発生施設の立入検査等の機会を捉え、一般大気への石綿飛散防止の観点から、煙突内部の断熱材の劣化状況の確認及び石綿則に基づく煙突内部の石綿含有断熱材の適切な取扱いについて関係事業者等に周知していただくようお願いいたします。

